

兵庫県立姫路北高等学校いじめ防止基本方針（平成27年度改訂版）

兵庫県立姫路北高等学校

1 学校の方針

本校は、校訓「自主協同」「愛知創造」を具体的に実践し、人間的なふれあいや体験的な活動を充実させながら、働きながら学ぶ生徒一人一人を支援し、豊かな感性・思いやりの気持ち・連帯感を大切に、こころ豊かで自立した生徒を育てることをめざしている。

そのために、全ての生徒が安心して学校生活を送り有意義で充実した様々な教育活動に取り組むことができるよう、校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

2 基本的考え方

本校は、昭和23年に県立姫路東高等学校定時制課程として創立され、その後独立して県立鷺山高等学校となり、昭和44年に県立姫路北高等学校と校名を変更し、その歴史と伝統を守り続けている。姫路市の中心部に位置するという立地条件を生かし、各年次定員120名という定時制としては大規模な高等学校であり、生徒は姫路市を中心に広い地域から登校している。

体育大会、文化祭などの学校行事やふれあい育児体験、地域清掃等のボランティア活動への参加を通して、生徒に達成感を味わせるとともに自尊感情の育成を図っている。また、「姫北4原則」の遵守を徹底指導することで、反社会的・非社会的問題行動の減少を図っている。

- 姫北4原則**
- ①生命を大切にする。
 - ②あらゆる暴力的行為・言動は行わない。
 - ③あらゆる迷惑行為は行わない。
 - ④社会常識人として人間関係を大切にする。

いじめについては、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識を全ての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育て、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むために、以下の指導体制を構築し、いじめ防止等を包括的に推進する。

3 いじめ防止等の指導体制、組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙1 校内指導体制及び関係機関

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

別紙2 チェックリスト

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通して、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

別紙3 年間指導計画

(3) いじめ発生時の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙4 組織的対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

5 その他の事項

地域から信頼される高校をめざしている本校は、開かれた学校となるよう、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会、PTA総会、保護者面談などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。学校の基本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。